

登記事項証明書

(1) 成年後見人等(注)が請求する場合

注：ここにいう「成年後見人等」とは、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見受任者、成年後見監督人等、登記されている当事者を指します。

<窓口にお持ちいただくもの>

- ①申請書（窓口での作成も可能）
- ②本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
- ③必要通数分の手数料（収入印紙）

<申請書を作成する際の注意点>

「●登記記録を特定するための事項」欄について

- ・ 登記番号が分かる場合は、登記番号を記入してください。
登記番号を記入した場合、その下の「本人の生年月日」、「本人の住所」、「本人の本籍（国籍）」欄は空欄で差し支えありません。
- ・ 登記番号が不明な場合は、「本人の生年月日」と、「本人の住所」又は「本人の本籍（国籍）」を記入してください。
- ・ 申請書は押印不要です。

<その他>

- ・ 法人が成年後見人等になっている場合、法人の登記事項証明書（発行後3か月以内のもの）が必要です。ただし、会社法人等番号を申請書に記入す

れば、法人の登記事項証明書の添付を省略することができます。